

## 70歳未満の方の医療費・食事負担について

### ① 医療費負担額

- ・原則3割負担です。[ 小学校入学前の小児は1割負担 ]
- ・ **限度額適用認定**をすると、ひと月の自己負担上限額が下記のとおり決まります。
- ※ オンライン資格確認にご同意いただくか、ご本人・ご家族が申請し、認定証を事務にご提示下さい。

#### ■ 限度額一覧【ひと月当たり(1日～月末まで)】

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 [多数該当] ※2
標準報酬月額 83万円 以上の方 ※1 【ア】	252,600円 + [総医療費 - 842,000円] × 1%	140,100円
標準報酬月額 53～79 万円の方 ※1 【イ】	167,400円 + [総医療費 - 558,000円] × 1%	93,000円
標準報酬月額 28～50 万円の方 【ウ】	80,100円 + [総医療費 - 267,000円] × 1%	44,400円
標準報酬月額 26万円 以下の方 【エ】	57,600円	44,400円
市区町村民税の非課税者 該当の方 【オ】	35,400円	24,600円

※ 1 [区分ア]または[区分イ]に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での[区分ア]または[区分イ]の該当となります。

※ 2 過去12ヶ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

#### ■ 償還払いの制度について

上記[限度額適用認定証]の限度額を超える入院費を支払った場合、後日還付を受けることができます。

以下のような場合が対象となります。

1. 限度額適用認定をせず、限度額を超える自己負担額を支払った場合。
2. 同一月内に転院などにより、2箇所以上の医療機関で自己負担限度額を支払った場合。
3. 多数該当[上記表 ※2 参照]にも関わらず、多数該当でない金額で自己負担を支払った場合。

### ② 食事負担金額

- ・ 基本は**1食 490円 [1日 3食で 1,470円]**です。
- ・ 所得によっては1食あたりの金額が減額されます。下記を参照下さい。

※ 請求書[領収書]に記載される『食事療養費』は当院から健康保険へ請求する金額、『標準負担額』は当院から患者様へ請求する金額ですので、混同されませんようにご注意下さい。

#### ■ 1食の標準負担額一覧

区 分		標準負担額
一定以上の所得者		1食 490円
一般		
減額認定を	過去の入院期間が90日未満	1食 230円
受けた場合	過去の入院期間が90日以上	1食 180円